

寒河江市告示第 40 号

指定緊急避難場所の指定取消しの告示

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 6 第 1 項の規定により、指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 15 日

寒河江市長 齋藤 真朗

指定 取消日	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類				想定収容 人数
令和 7 年 8 月 15 日	にしね保育所	寒河江市 大字西根 169	洪水	崖崩れ、 土石流及び 地滑り	地震	内水 氾濫	429 人 (遊戯室 1 人/4 m ² 、 グラウンド 1 人/2 m ²)